

平成 29 年 9 月 15 日

各 団 体 代 表 者 様

大 阪 市 福 祉 局 長
大阪市福島区保健福祉センター所長
大阪市港区保健福祉センター所長
大阪市浪速区保健福祉センター所長
大阪市東住吉区保健福祉センター所長

「本人確認カード」に関する公開質問状について（回答）

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 29 年 8 月 8 日にいただきました「本人確認カードに関する公開質問状」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市福祉行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	第3 要望事項 1		
項目	「確認カード」は有害無益なものですので直ちに制度を廃止してください。		
<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認カードは、窓口での保護費支払い時や医療券発行時に本人確認を確実に 行い、保護費の誤支給やなりすましによる不正受給を防止するとともに、窓口で の本人確認を速やかに行うことを目的としています。 ・ 本人確認カードの運用などについては、各区と検討を進めていきます。 			
担当	福祉局 福島区 港区 浪速区 東住吉区	生活福祉部 保護課 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保護課	電話：06-6208-8011 電話：06-6464-9872 電話：06-6576-9873 電話：06-6647-9872 電話：06-4399-9863

番号	第3 要望事項 2		
項目	各区において保管している生活保護利用者の顔写真を当事者に返却するとともに、容ぼう情報を廃棄してください。		
<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 写真は、破損や紛失などによる再発行時に使用するために保管しています。なお、港区では予備写真は保管せず裁断処理しています。 ・ また、デジタルカメラで撮影した写真データについては、カード作成後、速やかに消去しています。 			
担当	福祉局 福島区 港区 浪速区 東住吉区	生活福祉部 保護課 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保護課	電話：06-6208-8011 電話：06-6464-9872 電話：06-6576-9873 電話：06-6647-9872 電話：06-4399-9863

番号	第4 質問事項 1 (1)		
項目	生活保護費の窓口支給や医療券の交付に際して、「人違い」による誤支給や「なりすまし」による不正受給が発生したことはありますか。ある場合は、その詳細（時期、具体的内容等）をすべて明らかにしてください。		
<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認カードを試行実施している4区では、誤支給やなりすましによる不正受給は発生していません。 			
担当	福祉局 福島区 港区 浪速区 東住吉区	生活福祉部 保護課 保健福祉課（生活支援担当） 保健福祉課（生活支援担当） 保健福祉課（生活支援担当） 保護課	電話：06-6208-8011 電話：06-6464-9872 電話：06-6576-9873 電話：06-6647-9872 電話：06-4399-9863

番号	第4 質問事項 1 (2)
項目	「確認カード」を作成・交付していない行政区において、窓口での本人確認はどのような方法で行っているか、明らかにしてください。
<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書等に記載されている氏名・住所・生年月日を確認するとともに、担当ケースワーカーによる確認などを行っています。 	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号	第4 質問事項 1 (3)
項目	なぜ顔写真付きの確認カードを作成・交付することになったのか、その具体的な経緯（誰がいつ発案したか等）を明らかにしてください。
<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 7 月 18 日の市会民生保健委員会において、区役所窓口でのなりすましによる不正受給を防止する観点から顔写真付カードの交付について質問を受けました。 各区の現状や意見を聞き検討した結果、平成 25 年度の新たな取組みとして3区で本人確認カードを試行実施することとなり、平成 25 年 2 月 27 日の適正化連絡会議で報告しています。 	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号	第4 質問事項 1 (4)																												
項目	貴市において現在までに「確認カード」の作成・交付を行っている行政区について、①その導入開始時期、②導入の経緯、③年度ごとの交付率（カード交付枚数÷生活保護利用者数）を明らかにしてください。																												
(回答)																													
<p>① 浪速区 : 平成 25 年 11 月 福島区 : 平成 25 年 12 月 東住吉区 : 平成 25 年 12 月 港区 : 平成 26 年 12 月</p>																													
<p>② 顔写真付カードの交付について、各区の現状や意見を聞き検討した結果、窓口での保護費支払い時や医療券発行時に本人確認を確実にし、保護費の誤支給やなりすましによる不正受給を防止するとともに、窓口での本人確認を速やかに行うことを目的として、3区で本人確認カードを試行実施することとなり、平成 25 年 2 月 27 日の適正化連絡会議で報告しています。また、港区は3区の実施状況などを検討し、翌年より保護費の窓口支払い時に確認カードを利用しています。</p>																													
③ 年度ごとの交付枚数																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浪速区</td> <td>1,857 枚</td> <td>752 枚</td> <td>505 枚</td> <td>793 枚</td> </tr> <tr> <td>福島区</td> <td>411 枚</td> <td>98 枚</td> <td>60 枚</td> <td>34 枚</td> </tr> <tr> <td>東住吉区</td> <td>103 枚</td> <td>463 枚</td> <td>380 枚</td> <td>300 枚</td> </tr> <tr> <td>港区</td> <td>—</td> <td>148 枚</td> <td>67 枚</td> <td>24 枚</td> </tr> </tbody> </table>						平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	浪速区	1,857 枚	752 枚	505 枚	793 枚	福島区	411 枚	98 枚	60 枚	34 枚	東住吉区	103 枚	463 枚	380 枚	300 枚	港区	—	148 枚	67 枚	24 枚
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																									
浪速区	1,857 枚	752 枚	505 枚	793 枚																									
福島区	411 枚	98 枚	60 枚	34 枚																									
東住吉区	103 枚	463 枚	380 枚	300 枚																									
港区	—	148 枚	67 枚	24 枚																									
担当	福祉局 福島区 港区 浪速区 東住吉区	生活福祉部 保護課 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保護課	電話 : 06-6208-8011 電話 : 06-6464-9872 電話 : 06-6576-9873 電話 : 06-6647-9872 電話 : 06-4399-9863																										

番号	第4 質問事項 2 (1)			
項目	<p>「確認カード」を作成・交付している各行政区において、①「確認カード」の作成・交付は任意であるか、強制であるか、②「確認カード」の作成を求められたが、これを拒否した保護申請者または利用者がいるのか（いる場合はその人数）を、それぞれ明らかにしてください。</p> <p>③強制である場合には、それが正当化される根拠を併せてお答えください。</p> <p>④任意である場合には、同意を撤回し、「確認カード」の利用を拒否することは当然許されるものと解されますが、そのような理解でよいかお答えください。</p>			
	<p>(回答)</p> <p>① カード作成の趣旨を説明したうえで、本人同意があった場合に作成しており、カード作成は任意です。</p> <p>② 確認カード作成を拒否された方は、集計していないので未把握。</p> <p>③ ー</p> <p>④ 確認カードの発行後に同意を撤回し、確認カードを返却していただいても結構です。</p>			
担当	福祉局 福島区 港区 浪速区 東住吉区	生活福祉部 保護課 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保護課	電話：06-6208-8011 電話：06-6464-9872 電話：06-6576-9873 電話：06-6647-9872 電話：06-4399-9863	

番号	第4 質問事項 2 (2)		
項目	<p>「確認カード」を作成・交付している各行政区において、窓口での保護費の支給や医療券の交付の際に「確認カード」の提示がない場合、①保護費の支給や医療券の交付を行わないものとされているのか、②現に保護費の支給や医療券の交付が行われなかった事例があるのか、明らかにしてください。仮に保護費の不支給等があり得るとする場合には、それが正当化される根拠も併せてお答えください。</p>		
	<p>(回答)</p> <p>① 確認カードの提示がなくても、本人確認のうえ保護費を支給しています。また、医療券も本人確認のうえ発行しています。 ただし、確認カードの提示があった場合と比べて、保護費の支給や医療券発行までに時間を要することとなります。</p> <p>② 事例はございません。</p> <p>なお、港区は医療券発行には確認カードを利用していません。</p>		
担当	福祉局 福島区 港区 浪速区 東住吉区	生活福祉部 保護課 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保護課	電話：06-6208-8011 電話：06-6464-9872 電話：06-6576-9873 電話：06-6647-9872 電話：06-4399-9863

番号	第4 質問事項 2 (3)		
項目	仮に、上記(1)において強制ではなく、上記(2)において「確認カード」がなくても保護費の支給等がなされるとすれば、そのような説明を「確認カード」作成前に生活保護利用者に対して明確に行っていますか。行っていないとすればなぜですか。		
(回答)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認カードの趣旨を説明するにあたっては、カード作成は任意であることや、確認カードの提示があった場合は保護費の支給や医療券発行の時に速やかに受け取ることができることを説明しています。 			
担当	福祉局 福島区 港区 浪速区 東住吉区	生活福祉部 保護課 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保護課	電話：06-6208-8011 電話：06-6464-9872 電話：06-6576-9873 電話：06-6647-9872 電話：06-4399-9863

番号	第4 質問事項 2 (4)		
項目	「確認カード」を作成・交付している各行政区について、生活保護開始決定前の申請者の写真撮影を行っているかどうか、写真撮影を行っている場合は、なぜ申請者についても写真撮影を行うのか明らかにしてください。また、申請者に対し、写真撮影をする理由や撮影に応じなかった場合どうなるのかについて、どのような説明をしていますか。		
(回答)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島区は、保護開始決定後の最初の来庁時にカード作成の趣旨を説明したうえで、本人同意があった場合に写真を撮影しています。 ・ 港区は、保護開始決定後の窓口払時（窓口払希望時）にカード作成の趣旨を説明したうえで、本人同意があった場合に写真を撮影しています。 ・ 浪速区と東住吉区は、申請書受理後にカード作成の趣旨を説明したうえで、本人同意があった場合に写真を撮影しています。 申請書受理後に写真撮影している理由は、確認カード作成のために改めて窓口へ来庁していただく手間とカード作成までの待ち時間を省くためや、写真撮影者・カード作成者を限定するためです。 			
担当	福島区	生活福祉部 保護課	電話：06-6208-8011
	港区	保健福祉課（生活支援担当）	電話：06-6464-9872
	浪速区	保健福祉課（生活支援担当）	電話：06-6576-9873
	東住吉区	保健福祉課（生活支援担当）	電話：06-6647-9872
		保護課	電話：06-4399-9863

番号	第4 質問事項 3 (1)		
項目	複数枚プリントアウトされる機器で撮影される場合に利用されなかった写真や、デジタルカメラで撮影された場合の画像データについては、速やかに廃棄していますか。仮に、保管している場合には、その具体的な保管方法と保管している理由を回答してください。		
<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルカメラの画像データについては、確認カード作成後、速やかに消去しています。 ・ 確認カード用の写真1枚以外の写真保管内容については、3 (2) で回答。 			
担当	福祉局 福島区 港区 浪速区 東住吉区	生活福祉部 保護課 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保護課	電話：06-6208-8011 電話：06-6464-9872 電話：06-6576-9873 電話：06-6647-9872 電話：06-4399-9863

番号	第4 質問事項 3 (2)		
項目	<p>上記(1)のような、画像データや予備の写真を保管する以外の方法(例えば「確認カード」の写しをケース記録に貼付または編綴する等)によって、生活保護利用者の容ぼう情報を保管していることはありますか。仮に、保管している場合には、その具体的な保管方法と保管している理由を回答してください。</p>		
<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> カード貼付以外の写真については、次のとおり保管しています。 なお、残り分は破損や紛失などによる確認カード再発行時に使用しています。 <p>【保管状況】</p> <p>福島区 : 同意受領書兼原票に1枚貼付しケース記録へ編綴、残りは袋に入れケース記録へ保管</p> <p>浪速区 : 残りは袋に入れケース記録へ保管</p> <p>東住吉区 : ケース記録へ編綴している個人台帳に1枚貼付、残りは袋に入れケース記録へ保管</p> <p>港区 : 同意受領書兼原票に1枚貼付し専用ファイルに別途保管、残りは裁断処理</p>			
担当	福祉局 福島区 港区 浪速区 東住吉区	生活福祉部 保護課 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保護課	電話 : 06-6208-8011 電話 : 06-6464-9872 電話 : 06-6576-9873 電話 : 06-6647-9872 電話 : 06-4399-9863

番号	第4 質問事項 3 (3)		
項目	<p>「確認カード」を作成・交付している各行政区において、保管している予備の写真や画像データを張り込み・尾行等の不正受給対策に活用している事例はないか、明らかにしてください。また、万一にもそのような活用をしないよう周知徹底すべきと考えますが、かかる予定はあるか、明らかにしてください。</p>		
(回答)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区においては、確認カード用の写真を持ち出すことはなく、窓口での本人確認以外の目的外利用はございません。 ・ 写真の扱いについては、異動時に新任者へ説明するなど時宜に応じて周知しておりますが、改めて徹底するよう周知します。 			
担当	福祉局 福島区 港区 浪速区 東住吉区	生活福祉部 保護課 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保健福祉課 (生活支援担当) 保護課	電話：06-6208-8011 電話：06-6464-9872 電話：06-6576-9873 電話：06-6647-9872 電話：06-4399-9863